

新1年生保護者 様

木更津市立太田中学校
校長 藤本 佳子
安全担当 石原 謙太

自転車通学について（お願い）

睦月の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、令和7年度の自転車通学につきまして、下記の要領で実施する予定です。

つきましては、下記の「太田中学校自転車通学規定」をお読みいただき、自転車通学を希望される場合は、自転車通学許可願を各小学校へ期日までにご提出ください。

記

太田中学校自転車通学規定

1. 自転車通学の許可地域

本校では、学校までの通学距離が原則2km以上の生徒を対象に自転車通学を許可しています。通学路の指定はありませんが、安全かつ最短距離となるよう、学校で講習をおこないますので、ご家庭で通学経路を確認してください。本校駐輪場に余裕がない状況ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2. 自転車通学者のきまり

(1) 通学用自転車について

- ①自転車の防犯登録をします。（各自転車店で取り扱っています。）
- ②ドロップハンドルや変形ハンドルの自転車は通学に適していないので、使用しません。
- ③後部泥よけ部分に、本校指定の識別シール（150円）をはります。
- ④ヘルメットの内側に氏名を明記します。
- ⑤ハブステップは装着しない。
- ⑥安全確保のため、ライト、後部反射鏡を装着し、サドルは身体にあった高さにします。
- ⑦定期的に自転車点検を行います。

(2) 交通事故防止について

- ①交通ルールや公衆マナーを守ります。
- ②ヘルメットは必ず着用し、あごひもを留めます。
- ③雨天時はレインコートを着用します。（カサをさしての運転は交通ルールで禁止されています。）
- ④暗くなったら、早めにライトをつけます。
- ⑤車道左側を1列で走行し、2人乗りや2列3列並進など、危険な運転はしません。
- ⑥下り坂での走行はブレーキを使いながら、スピードがでないようにする。
- ⑦通学用リュックはしっかりと背負います。

(3) その他

- ①申請した通学路で登下校をすること
- ②自転車は所定の自転車置き場に駐輪し、必ずカギをかけます。校内では、自転車を降りて移動します。
- ③規定に違反した場合は、許可を取り消す場合があります。
- ④条例により自転車保険への加入が義務化されています。未加入の場合は自転車通学の許可を取り消します。

3 許可までの予定

- 1月20日（月）自転車通学の申請書類の配付。
- 2月14日（金）までに「自転車通学許可願（経路記入）」を各小学校に提出してください。
- 2月28日（金）までに通学距離などの審査を行い、自転車通学を許可できない場合はご自宅にご連絡いたします。連絡がない場合は通学が許可されたものとご理解ください。
- 4月11日（金）ヘルメットを着用し、安全に留意し、自転車に乗って登校することができます。放課後、新入生対象の自転車通学許可生徒講習会、自転車点検を行い、確認後に識別シールを配付します。150円の準備をお願いします。

4 その他

- ・ヘルメットを持っているご家庭が多くなっているため、学校での一括購入をやめ、各自でご準備していただくこととしています。安全が確認されたマーク表示があるヘルメットをご準備ください。（色や形は問いません）※詳しくは、警察庁HP等をご参考になしてください。
- ・不明な点については、太田中までお問い合わせください。TEL 98-7001 担当石原

自転車通学許可願

____ 小学校 6 年 ____ 組 ____ 番 児童氏名 _____

住所：_____ 保護者氏名 _____ 印

TEL：_____ 自宅から学校までの距離 _____ k m

太田中学校までの安全かつ最短の通学路を赤で記入



☆識別シールは150円です。(シールは全員必ず購入となります。4月11日に集金します。)

☆自転車保険に(加入しています ・ 加入していません) どちらかに○をつけてください。

※条例により、自転車保険への加入が義務化されました。加入していない場合は、入学までに加入してください。未加入の場合は自転車通学の許可を取り消します。ご注意ください。

木更津市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について

令和5年4月1日の道路交通法の改正により、自転車に乗車する際には、ヘルメットの着用が努力義務になりました。木更津市では自転車乗車用ヘルメットの着用普及促進のため、購入費の補助が行われています。

○申請期間

令和6年10月1日（火曜日）から令和7年2月28日（金曜日）

なお、募集予定件数に達した場合には、受付期間内であっても、終了いたします。

○対象のヘルメット

- ・令和6年10月1日（火曜日）から令和7年2月28日（金曜日）までに購入されたもの
- ・新品のもの
- ・安全基準を満たしたマークがついているもの

SGマーク	JCFマーク	CEマーク	GSマーク	CPSCマーク
	公認証紙見本  実寸は直径18mm 推奨証紙見本  実寸は直径18mm			

○補助対象者

1～3を満たした方

1. 市内在住の方
2. 市税の滞納が無い方
3. 暴力団員または暴力団員等でない方

○補助金の額

- ・ヘルメット1個の購入費（税込）の2分の1（100円未満切捨）（上限2,000円）
- ・送料、装飾品の費用を除く
- ・申請はヘルメット使用者1人につき1個かつ、1回限り
- ・クレジットカード払いは1回払いのみが対象
- ・ポイント利用や値引き等で購入した場合、それらを差し引いた額
- ・中古品、フリマサイト、オークション、個人売買及び譲渡品は対象外

○申請方法

申請受付窓口

木更津市役所朝日庁舎の市民部地域共生推進課

8時30分～17時15分（平日のみ）

必要書類

1. 木更津市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書
 2. ヘルメットを購入した領収書等で、購入日、ヘルメット購入金額、購入店、メーカー、品名及び品番等の記載があるもの
 3. 補助対象ヘルメットであることを確認できるもの（ヘルメット現物についている安全基準マーク等）
 4. 申請者及び使用者の住民票の写し
 5. 申請者及び使用者の市税の滞納がないことを証する書類
 6. 振込口座を確認することができる書類（通帳の写し等）
 7. ハンコ
- 4及び5については、市が保有する公簿等で確認できる状態であって、市職員が確認することに同意する場合は不要です。

注意点

- ・ご夫婦や同居の家族であっても、補助を受けたい方は、ご本人からの申請が必要です。（未成年者の場合を除く）
- ・未成年者が使用し、補助を受けたい場合は、保護者が申請者となります。
- ・住民票の写し及び市税の滞納が無いことを証する書類は、申請者及び使用者の分が必要です。
- ・振込口座を確認することができる書類にマイナンバーカードの写しは使用不可です。

詳しくは木更津市のHPをご参照してください。